

平15.10.1 管財要領第9号

改正 平成18.10.23 管財要領第1号

平成19.3.30 管財要領第2号

平成20.4.1 管財要領第1号

平成21.3.31 管財要領第3号

平成22.3.29 管財要領第1号

平成23.3.28 管財要領第1号

平成23.9.1 自財要領第4号

平成23.12.5 自財要領第8号

平成24.1.27 自財要領第9号

平成25.11.26 自財管第131126002号

平成28.3.31 自財管第160325003号

平成29.9.8 自財管第170901003号

平成31.3.13 自財管第190312011号

特例業務所管組織物品契約申込心得を次のように定める。

(目的)

第1条 この心得は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構組織規程（平成15年10月機構規程第9号）第31条の2に規定する特例業務所管組織（以下「特例業務所管組織」という。）が締結する物品の購入、売却その他の契約（以下これらを「契約」という。）について、契約の申込者（以下「申込者」という。）及び契約の相手方があらかじめ知る必要のある事項及び基本的な契約条項を公告することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この心得における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「契約担当役等」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程実施細則（平成19年3月機構規程第88号）第5条及び第7条に基づき規定されている別表第1に掲げる契約担当役及び分任契約担当役、並びに別表第2に掲げる代行機関をいう。
- (2)「一般競争契約」とは、契約担当役等が、契約の締結に必要な事項を公告し、不特定の申込者をして、その申込価格を申込書に記載して提出する方法により申込みをさせ、これらの者のうち、予定価格以下で最低の価格（売却契約の場合は、予定価格以上で最高の価格）による申込者（以下「落札者」という。）と締結する契約をいう。

(3)「指名競争契約」とは、契約担当役等が、契約の締結に必要な事項を特定の多数者に通知しその申込者をして、一般競争契約の方法に準じて締結する契約をいう。

(4)「随意契約」とは、契約担当役等が、価格競争の方式によらないで、適当と認める者と締結する契約をいう。

(業種区分等)

第3条 契約を締結する場合の競争参加資格の審査（以下「競争参加資格審査」という。）の業種区分及び取引品名は、特例業務所管組織物品購入等競争参加者資格確認取扱規程(平成20年4月機構規程第38号。以下「確認規程」という。)別表のとおりとする。

(競争参加不適格者)

第4条 特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者は、一般競争入札に参加することができない。

2 次の各号の1に該当すると認められる者は、その事実があつた後2年間一般競争入札に参加させないことがある。これらの者を入札代理人、又は契約に際し代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行にあたり故意に物品製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 入札の参加又は契約の締結若しくは履行を妨害した者

(4) 監督又は検査の実施に当たり係員の職務の執行を妨げた者

(5) 契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故をおこし、その他信義誠実に欠ける行為をした者

(6) 正当な理由がなくて、契約に関し、特例業務所管組織との間において現に係争中の者

(7) 契約に関し、現に履行遅滞となっている者

(8) 過去における契約の履行成績が不良な者

(9) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(10) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

3 入札に参加しようとする申込者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合は、一般競争入札に参加することはできない（基準に該当する者が組合（共同企業体を含む。以下「組合」という。）の構成員である場合を含む。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、第19条の3第2項の規定に抵触するものではない。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。

ア 会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第3号の2に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）と第2条第4号の2に規定する親会社等（以下「親会社等」という。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3号の2に規定する会社等（以下「会社等」という。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社等又は会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者（以下「役員」という。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他前2号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（4）上記各号の関係を確認するため、申込者に資本関係・人的関係に係る調書（様式第4）及びその他必要な関係書類の提出を求めることができる。

（競争参加資格審査）

第5条 申込者に必要な資格については、3年に1回、定期の競争参加資格審査を行う

ものとし、契約担当役等が必要と認めるときは、随時に競争参加資格審査を行うこととする。

2 競争参加資格審査をうけるときは、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）（確認規程の様式1。

以下「資格審査申請書」という。）

(2) 登記事項証明書（登記のない場合は、営業証明書）。ただし、提出期日前3箇月以内に証明されたものに限る。

(3) 納税証明書（法人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。

以下「国税規則」という。）別紙第9号書式（その3）又は国税規則別紙第9号書式（その3の3）（最近の1事業年度分とする。）

(4) 申込者が法人である場合においては、定期の競争参加資格審査の申込をする年の1月1日（以下「審査基準日」という。）の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合においては、審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書

(5) 前各号に掲げる書類の他、契約担当役等が必要と認める書類

3 資格審査申請書の提出期間は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 定期の競争参加資格審査にあっては、当該審査を行う年の1月10日から1月31日（起算日又は満了日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、その直後の日）までの期間

(2) 随時の競争参加資格審査にあっては、随時

4 申込者の競争参加資格審査を行うときは、次の各号によるものとする。

(1) 第4条第1項又は同条第2項の1に該当する者については、競争参加資格がないと認定する。

(2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者については、競争参加資格がないと認定する。

(3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者については、競争参加資格がないと認定する。

(4) 前号に掲げる者以外の者については、第5条第2項の提出書類に基づき、希望業種区分の取引品名ごとに配列し、競争参加資格があると認定する。

(5) 特例業務所管組織契約事務規程（平成20年4月機構規程第34号）6条2項により、全省庁統一資格による入札参加者については、契約申込の日から契約の相手方決定の日まで当機構の資格を有する者として認めるものとする。ただし、契約の相手方となった者については、契約の履行完了まで資格を有するものとみなす。

(確認書の交付)

第6条 前条の規定により競争参加資格の認定（以下「資格確認」という。）をしたときは、申込者に対し、業種区分及び取引品名を記載した物品購入等競争参加資格確認書（確認規程の様式2。以下「確認書」という。）を交付する。ただし、当機構ホームページに公表する「有資格者公表名簿」に掲載されている者は、第5条の競争参加資格審査を行うことなく、特例業務所管組織の競争参加資格を有するものとする。

(資格確認の有効期間)

第7条 資格確認の有効期間は、前条の確認書を交付する日から次回の確認書を交付する日の前日までとする。

(変更等の届出)

第8条 申込者又は第5条第4項第4号の規定により競争参加資格があると認定された者（以下「資格確認者」という。）が、次の各号の1に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届出させる。

- (1) 死亡したときは、その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者
- (3) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の理由により解散したときは、その清算人
- (5) 廃業したときは、本人又は役員

2 資格確認者に確認書を交付した後において次の各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、速やかに一般競争（指名競争）参加者資格審査申請書変更届（確認規程の様式3）によりその旨を届出させる。

- (1) 住所、電話番号又はファクシミリ番号
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその氏名
- (4) 親会社、子会社及び役員の兼任

3 資格確認者に確認書を交付した後において、確認書の不着又は亡失により資格確認者から再発行の申出があつた場合においては、資格確認書再発行届（確認規程の様式3）によりその旨を届出させる。

(確認の取消し)

第9条 資格確認者が次の各号の1に該当することとなったときは、資格確認を取消すものとする。

- (1) 資格確認者が第4条第1項又は同条第2項の1に該当することとなったとき

(2) 不正の手段により資格確認を受けたと認められたとき

(3) 前条第1項の届出があったとき

(4) 競争参加資格の辞退の届出があったとき

2 前項の規定により資格確認を取消したときは、当該資格確認者又は前条第1項各号に掲げる者に書面により通知する。

(資格確認者名簿)

第10条 資格を有する者の名簿を作成するときは、物品購入等競争参加資格確認者名簿(確認規程の様式4甲、乙)により行う。

(公告及び通知)

第11条 一般競争契約に関する公告は、その契約に必要な申込書の提出期日の前日から起算して少なくとも10日前に、官報、新聞紙、掲示又はその他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日前までに短縮することがある。

2 指名競争契約に関する通知は、前項の規定に準じて行う。

第12条 前条の定めによる公告及び通知(以下「公告等」という。)は、次の各号に掲げる事項のうち、必要なものについて行う。

(1) 契約の目的、規格、仕様書、図面、数量その他内容に関する事項

(2) この心得その他の契約条項の閲覧場所

(3) 申込書の提出又は競争執行の日時及び場所

(4) 履行地及び履行期

(5) 保証金に関する事項

(6) 総価又は単価による競争の区別

(7) その他契約の締結に必要な事項

(入札保証金の納付)

第13条 申込者は、入札に参加するときは、現金又は次の各号の1に該当する有価証券をもって、入札保証金を特例業務所管組織に納付するものとする。ただし、公告等においてこれを不要と明示した場合は、その納付を必要としない。

(1) 銀行振出小切手、銀行支払保証小切手

(2) 郵便為替証書及び郵便振替払出証書

2 入札保証金は、公告等において示された一定の率を申込者の申込価格に乗じて得た金額又は一定の金額とする。この場合における保証金の率は100分の5を下らないものとする。

3 申込者は、入札保証金の納付にあたっては、前項の定めによる入札保証金の額をこ

える金額を納付することができる。

- 4 申込者は、現金をもつて納付した入札保証金については、これを納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を、特例業務所管組織に請求することができない。

(入札保証金の納付手続)

第14条 申込者は、前条の定めにより入札保証金を納付する場合は、現金並びに前条第1項第1号及び第2号に掲げる有価証券（以下「現金等」という。）によるときは担保納付書（担保取扱規程（平成15年10月機構規程第73号。以下「担保規程」という。）の様式第1号甲）を、それぞれの保証金に添えて公告等において示された箇所の出納役（以下「出納役」という。）に提出するものとする。

- 2 前項の定めにより入札保証金を出納役が受領した場合は、現金等によるときは担保預り証（担保規程の様式第1号乙・丙）及び担保返還請求書（担保規程の様式第2号）を、それぞれ出納役からその申込者に交付する。

第15条 申込者は、入札保証金の納付については、第14条第1項に定める現金等に代え、次の各号の1に該当するものを、担保として特例業務所管組織に提供することができる。

(1) 保険会社の発行する入札保証保険証券

(2) 銀行の連帯保証書

- 2 前項に定める担保を提供する手続については、次の各号に定める方法による。

(1) 入札保証保険証券による場合は、申込者は、入札保証保険証券を出納役に提出し、出納役はこれと引換えに保証保険証券受領証及び保証保険証券受領証明書を申込者に交付する。

(2) 銀行の連帯保証書による場合は、申込者は、連帯保証書の正本及び写しを契約担当役に提出する。

(再度の入札に対する保証金)

第16条 申込者は、第27条に定める再度の入札に対する入札保証金については、初度の入札に対する保証金の全部又は一部をこれにあてることができる。

(入札保証金の返還)

第17条 申込者は、落札者となった場合は、第29条に定める契約保証金の納付を必要とする契約にあってはその納付後、契約保証金の納付を必要としない契約にあっては契約書の取りかわし後において、入札保証金の返還を契約担当役等に請求することができる。

- 2 申込者は、落札者とならなかった場合は、開札手続の終了後において、入札保証金の返還を契約担当役等に請求することができる。

3 申込者は、入札保証金の返還請求を行う場合は、申込者が現金等をもって納付したときは、担保金預り証・担保返還請求書に契約担当役等の所要事項の記入、押印を受け、これを出納役に提出する。

4 落札者は、契約保証金の納付を必要とするときは、入札保証金の返還を請求することに代えて、入札保証金を契約保証金の全部又は一部の納付にあてることを出納役に請求することができる。

(入札保証金の帰属)

第18条 入札保証金は、次の各号の1に該当する場合は、特例業務所管組織に帰属するものとする。ただし、第13条第3項の定めにより、所定の額をこえた金額をもって納付されている入札保証金については、その超過金額を返還する。

(1) 落札者が契約締結の手続をしない場合

(2) 申込者の申込みの要素に錯誤があつたため、その契約の申込みが無効となった場合であつて、その錯誤がその者の重大な過失に基づくとき

(3) 申込者が、連合して不当に価格をせり上げ、若しくはせり下げ、又は他人の競争への加入を妨げ若しくは係員の職務の執行を妨害したため、その申込者の入札が無効となった場合

(4) 申込者が、著しく不当な価格をもって入札し、他人の正常な競争を妨げたため、その申込者の入札が無効となった場合

(5) 予定価格以下で最低の価格又は予定価格以上で最高の価格による同価の入札（以下「同価入札」という。）となった申込者全員が抽選又は再度の入札に応じないため、これらの申込者の入札が無効となった場合

(契約の申込み)

第19条 申込者は、示方書、図面、契約書案及び現場等を十分調査研究し、また暴力団排除に関する誓約事項(別紙)を承諾のうえ、公告等において示された日時及び場所において、次の各号に定める方法によって契約の申込みをするものとする。

(1) 入札の場合にあつては、申込価格その他の必要事項を記載した申込書（別表第1、別表第2、又は様式第1）に、入札保証金を納付したことを証明する書類（入札保証金の納付を必要とする場合に限る。）を添付した封書を、係員の指示により提出する。

(2) 随意契約の場合にあつては、見積価格その他の必要事項を記載した見積書（様式第2）を、係員の指示により提出する。

2 申込者は、前項の定めにかかわらず、公告等において郵便又は使者によって契約の申込みをすることが認められている場合は、同項に定める契約の申込みに必要な書類を入

れた封筒に「〇年〇月〇日（〇時）執行公告（又は通知）番号〇〇申込書在中」と表示した別の封筒に封入して送付することができる。この場合、郵送によるときは、配達証明郵便により、申込書の提出期日の前日までに、その提出場所の郵便物を受理する係に到達するように送付するものとする。

3 申込者は、公告等において入札等価格内訳書（入札価格又は見積価格の算出の根拠となった積算内訳書をいう。以下同じ。）、納入予定表、原価計算書、見本その他の参考資料の提出を求められた場合は、遅滞なく、これを提出するものとする。

4 申込者は、契約の申込み（郵便又は使者による申込みを除く。）をする場合は、自己の印章を持参するものとする。ただし、代理人により契約の申込みをする場合は、あらかじめ委任状を提出するものとし、その代理人は、届出済の自己の印章を持参するものとする。

（入札等の辞退）

第19条の2 申込者は、入札書又は見積書を提出するまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様である。

2 申込者は、入札又は見積りを辞退するときは入札（見積り）辞退届（様式第3）を持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到達するものに限る。）しなければならない。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（公正な入札等の確保）

第19条の3 申込者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為その他の不正行為を行ってはならない。

2 申込者は、入札又は見積りにあたり、競争を制限する目的で他の入札又は見積り申込者と入札価格又は見積価格の意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 申込者は、第26条の定めによる落札者の決定前に、他の入札申込者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札等の取りやめ等）

第19条の4 申込者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該申込者を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書及び見積書の引換え等の禁止)

第20条 申込者は、いったん提出した申込書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

第21条 申込者は、随意契約の場合において見積照会において示された履行期その他の条件の一部について、これによることが困難な事情があるときは、申込書にこの旨を付記することができる。

(他の申込者の代理禁止)

第22条 申込者又はその代理人は、契約の申込みに際し、同一事項について同時に他の申込者の代理をすることはできない。

(開札)

第23条 第19条第1項第1号の定めにより契約の申込みが行われた場合は、契約担当役等が申込者（郵便又は使者により入札書を提出した者を除く。）又はその代理人の面前において、直ちに開札の手続を行う。

(申込みの無効)

第24条 次の各号の1に該当する場合は、その申込者の申込み（第13号の場合は、それぞれの申込み）は、無効とする。

(1) 申込者に第4条に定める資格がない者と認めた場合

(2) 申込者が第5条第2項の定めによる書類を提出していない場合

(3) 申込者の申込みの要素に錯誤があると認めた場合

(4) 郵便により送付された申込書が所定の期日までに到達しない場合又は郵便若しくは使者により送付された申込書が、その封筒の表記により、その申込みの申込書であることを確認しがたい場合

(5) 入札保証金の納付の事実が不明な場合又は入札保証金が所定の金額に達しない場合

(6) 申込書の記載事項が不明な場合又は申込書に記名なつ印がない場合

(7) 申込者が、連合して不当に価格をせり上げ、若しくはせり下げ、又は他人の競争への加入を妨げ、若しくは係員の職務の執行を妨害した場合

(8) 申込者が、著しく不当な価格をもつて入札し、他人の正常な競争を妨げた場合

(9) 同一人が、同一事項の申込みについて、2通以上の申込書を提出した場合又は申込者若しくはその代理人が、他の申込者の代理をして申込書を提出した場合

(10) 委任状を提出しないで代理人がした場合

(11) 入札等価格内訳書の提出を求められた場合で、入札等価格内訳書を提出しないとき又は不備のある入札等価格内訳書を提出した場合

(12) 申込書の金額が訂正されている場合

(13) 同価入札となった申込者全員が抽選又は再度の入札に応じない場合

(14) 前各号に掲げる場合のほか、申込みに必要な条件を具備しない場合

2 前項第1号から第12号まで又は同項第14号に該当する申込みについては、契役担当役等が開札に参加した申込者の面前で事由を明示して、その無効である旨を知らせる。

3 開札後、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、機構の行う公共事業等からの排除要請があったときは、当該者のした申込みは無効として取り扱うものとする。

(申込書等の取り扱い)

第24条の2 申込者が連合し若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、提出された申込書又は見積書並びに第19条第3項に基づき提出された納入予定表、原価計算書、見本その他の参考資料を必要に応じ公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(申込みの有効等)

第25条 申込みの総価をもつて落札者を定める場合は、その内訳に誤りがあっても申込みの効力を妨げない。申込みの単価をもつて落札者を定める場合において、その総価に誤りがあつたときも、同様とする。

2 申込者は、申込みの総価により落札者と決定された場合において、契約担当役等によりその申込書に記載した内訳に誤り又は不適当な箇所があると認められたときは、その指図によりこれを訂正するものとする。

(落札者等の決定)

第26条 競争契約の場合は、開札の結果、予定価格以下で最低の価格（売却契約の場合は、予定価格以上で最高の価格）による入札をした申込者を落札者とする。

2 開札した場合において同価入札をした者が2人以上あるときは、同価入札となった者により抽選又は再度の入札を行い、落札者を決定する。この場合、抽選又は再度の入札を行うべき者のうち、これを辞退する者のあるときは、他の同価入札となった者により抽選又は再度の入札を行う。ただし、抽選又は再度の入札を辞退しない者が1人であるときは、その者をもつて落札者とする。

3 前項の定めにより抽選を行う場合において、これに参加すべき申込者のうちに不在の者があるときは、その契約に関係のない特例業務所管組織の職員がその申込者に代り抽選を行う。

4 随意契約の場合は、予定価格の範囲内で、見積書その他の資料に基づいて契約の相手方となるべき者を決定する。

(再度の入札)

第27条 開札した場合において、落札者となる者がいないときは、契約担当役等が再度の入札を行うことがある。ただし、再度の入札は原則として1回を限度とする。

- 2 第24条第1項第1号、第2号、第3号、第7号、第8号又は第10号の定めに該当し、初度の入札において無効の決定を受けた申込者は、前項の定めによる再度の入札に参加することができない。

(入札結果等の通知)

第28条 開札手続の終了後、落札者が決定された場合はその氏名及び金額を、落札者が決定されない場合はその旨を、契約担当役等がこれらの手続に参加した申込者又はその代理人に知らせる。

- 2 入札の場合であって、落札者となった申込者が開札に出席していないときは、契約担当役等がその者に、落札者となった旨を通知する。
- 3 随意契約の場合は、契約担当役等から契約の相手方となるべき者にその旨を通知する。

(契約保証金の納付)

第29条 契約の相手方は、現金等又は債券をもつて、契約保証金を特例業務所管組織に納付するものとする。ただし、公告等においてこれを不要と明示された場合は、その納付を必要としない。

- 2 契約保証金は、公告等において示された一定の率を契約価格に乗じて得た金額又は一定の金額とする。この場合における保証金の率は、100分の10を下らないものとする。
- 3 第13条第3項、第14条及び第15条の定めは、契約保証金及びその納付について準用する。この場合において第15条第1項第2号及び同条第2項第2号中「入札保証保険証券」とあるのは「履行保証保険証券」と読み替えるものとする。

(契約保証金の返還)

第30条 契約の相手方は、契約保証金の返還については、第3項の定めにより契約保証金に対価の一部にあてられる場合を除いて、その債務を完全に履行した後にこれを請求するものとする。ただし、分割履行を認める旨の約定がある場合においては、分割履行のつど、その割合に応じてこれを請求することができる。

- 2 契約の相手方は、次の各号の1に該当する場合であって契約が解除されたときは、前項の定めにかかわらず、その解除部分に対する契約保証金の返還を契約担当役等に請求することができる。

(1) 契約の相手方が、正当な事由により契約の解除を申し出た場合

(2) 契約の相手方が、無能力者となり、又は失そうし、若しくは死亡した場合

(3) 契約の相手方が、破産の宣告を受け、又はその資産信用状態が著しく低下した場合

(4) 特例業務所管組織の都合により、契約の解除を必要とする場合

3 契約担当役等は、売却契約の場合においては、現金をもつて納付された契約保証金を、契約の相手方が対価の支払をする際にその一部にあてることができる。

4 第17条第3項の定めは、契約保証金の返還の場合に準用する。

(契約保証金の違約金への充当)

第31条 次の各号の1に該当する場合であって、契約担当役等において契約の全部又は一部を解除したときは、契約保証金を契約の相手方が特例業務所管組織に支払うべき違約金の全部又は一部にあてるものとする。

(1) 契約の相手方が、第三者に、書面による届出をしないで購入契約及び製作請負契約に係る全部又は大部分若しくは主要部分の履行を委任し、又は請け負わせた場合

(2) 契約の相手方が、第三者に、契約担当役等の書面による承諾を得ないで、債権を譲渡し、貸付契約において目的物を転貸し、寄託契約において受寄物を第三者に保管させ、又は修理及び洗たくの請負契約並びに運送契約の債務の全部若しくは一部の履行を委任し、若しくは請け負わせた場合

(3) 契約の相手方が、正当な事由によらないで、履行期までに、又は履行期経過後相当の期間内に、履行の提供をする見込みがない場合

(4) 契約の相手方が、履行を放棄し、正当な事由によらないで、これを中止した場合

(5) 契約の相手方に、契約の締結に必要な資格がないことが判明した場合

(6) 契約の相手方又はその代理人若しくは使用人が、履行提供に伴う受入検査若しくは確認に際し、検査員その他の職員のさしずに従わず、又はその職務の執行を妨げ、若しくは詐欺その他不正の行為をした場合

(7) 前各号に定める場合のほか、契約の相手方が、契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができなくなるおそれがある場合

2 売却契約の場合であって、次の各号の1に該当する場合であって契約の解除が契約の相手方の対価支払前に行われた場合は、契約保証金を違約金の全部又は一部にあてるものとする。

(1) 契約の相手方が、目的物の全部又は一部について買受けを辞退した場合

(2) 契約の相手方が、納入期限までに対価の全部又は一部を支払わない場合

(3) 契約の相手方が、引取期限までに目的物の全部又は一部を引き取らない場合

(4) 契約の相手方が、書面による届出をしないで、第三者に債務（目的物の引取りを含む）の全部の履行を委任したとき及び契約担当役等の書面による承諾を得ないで

債権を譲渡した場合

(5) 契約の相手方又はその代理人若しくは使用人が、目的物の引取りに際し、契約担当役等の指定する職員の指図に従わず、又はその職務の執行を妨げ、若しくは詐欺その他不正の行為をした場合

(6) 前各号に規定する場合のほか、契約の相手方が、契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができなくなるおそれがある場合

(契約書等の提出)

第31条の2 契約書を作成する場合においては、入札又は見積り落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日又は契約の相手方決定の日から7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に提出しなければならない。ただし、書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。なお、指定する日がある場合はこの限りではない。

2 入札又は見積り落札者が、前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、第26条の定めに基づく落札又は契約の相手方の決定は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、入札又は見積り落札者は、落札決定後又は契約の相手方決定後速やかに、請書その他これに準ずる書面（以下「請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、その必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約の締結)

第32条 入札又は見積り落札者の決定があつた場合は、契約の目的、契約年月日、契約価格、履行期、履行地、契約保証金額その他その契約の履行に必要な事項を記載する契約書（別表第3～別表第5）を2通作成し、当時者双方が記名なつ印のうえこれを取りかわすか又は契約の相手方から請書（別表第6）を徴するものとする。

2 契約は、前項の定めにより契約書に当時者双方が記名なつ印を終了したとき又は請書を徴したときに成立するものとする。

(契約の締結等をしない場合の損害賠償)

第33条 入札保証金の納付を必要としない場合であつて、契約の相手方が次の各号の1に該当するときは、特例業務所管組織は、契約の相手方に損害賠償を請求することができる。

(1) 契約保証金の納付を必要とする場合において、これを納付しないとき

(2) 契約書の取りかわし又は請書の提出に応じないとき

2 前項に定める損害賠償の金額は、落札金額又は見積決定額（単価契約の場合は、落札又は見積決定単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の5を下らないものとし

、その率は、公告等で定める。

(異議の申立)

第34条 申込者は、入札又は見積りの執行後、この心得、示方書、図面、契約書案及び現場等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この心得は、平成22年4月1日から施行する。

2 特例業務所管組織物品契約申込心得（平成15年10月管財要領第9号）の規定によりした手続その他の行為は、この特例業務所管組織物品契約申込心得中の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。

附 則

この心得は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

この心得は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成29年9月11日から施行する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申込書又は見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別表第1（第19条）

様式

申 込 書

項目	品名 品質形状	単位	契約予定数量	申 込 み			履 行 地
				数 量	単 価	代 価	
	計						

履 行 期

年 月 日から 年 月 日まで

(申込希望事項)

代金支払箇所
請求書受理箇所
そ の 他

貴公告又は通知に対し、物品契約申込心得を承知のうえ、上記のとおり申込みます。
なお、契約に際しては、別途契約書の交換又は請書を提出いたします。

年 月 日

(申込者)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備
支援機構特例業務所管組織

契約担当役 殿

印

別表第2（第19条）

様式

							商社コード	商社名
履行期 年 月 日から 年 月 日まで				履行地区分コード		履行地名称		

申 込 書

告知整理番号

請 求 番 号	整 理 番 号	物 品 コード			品 名	品 質 形 状	単位	数 量	単 価	代 価	税 額
		類別	品名	品形							
									総代価計	代価計	消費税額

(記 事)

貴公告又は通知に対し、物品契約申込心得を承諾のう
え、上記のとおり申し込みます。

なお、契約に際しては、別途請書を提出いたします。

(申込希望事項)	対価支払箇所 請求書受理箇所 そ の 他
年 月 日 (申 込 者)	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備 支援機構特例業務所管組織	
契約担当役	殿
印	

別表第3（第32条）

様式

売 買 契 約 書 (購 入)

契 約				契約番号		商社コード		支払箇所コード		予算区分			契約方式			
年 月 日				第 号				: :		1 2 3			1 2 3			
項目番号	物 品 コー ド			品 名	品 質 形 状	単 位 コード	数 量	単 価	代 価	納 期	納 品 箇 所					
	類別	品名	品形													
																
																
																
																
																
																
支払請求書					代金支払					履行遅延届				契約代価		
受 理 箇 所					箇 所					受 理 箇 所					合 計	
契 約 保 証														契 約 保 証		
金 額														金 額		
特 約 条 項																

上記の物品の売買について、買主独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務所管組織を発注者とし、売主_____を受注者として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、頭書の代金をもって、頭書の納期までに、頭書の納品箇所に、頭書の物品（以下「現品」という。）を納入するものとする。

(履行の委任)

第2条 受注者は、第三者に、この契約に基づく債務の全部又は大部分若しくは主要部分の履行を委任しようとするときは、書面をもって発注者に届出るものとする。

2 発注者は、前項の届出書を受理した場合において、受注者が第三者に債務の履行を委任することにより、この契約の適正な履行を確保することが困難であると認めるときは、当該届出書を受理した日の翌日から起算して6日（この期間中に、国民の祝日、日曜日又は年末年始の休日があるときは、これらの日数を加算した期間）以内に、受注者に対し、その実施を拒否することができる。この場合、受注者は、これに応ずるものとし、発注者は、これによって生じた受注者の損害については、その責めを負わないものとする。

(債権の譲渡等)

第3条 受注者は、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得たうえでなければ、この契約により生ずる債権を、第三者に譲渡し又は担保に供することはできない。

(履行の遅延届)

第4条 受注者は、頭書の納期までに現品を持ち込むことができないと認めるときは、直ちに、その事由、納入の予定日等を、書面をもって発注者に届出て、その指示を受けるものとする。

(履行の延期)

第5条 発注者は、前条に定める書面を受理した場合であって、履行遅延の事由が次の各号の1に該当するときは、相当と認める日数の延期を認めることがある。

(1) 当事者双方の責めに帰することができないとき

(2) 発注者の責めに帰すべきとき

(履行遅滞及び延滞償金)

第6条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が頭書の納期までに現品を持ち込むことができなくなった場合であって、発注者がその事業に著しい支障をきたさないと認めるときは、相当と認める日数の履行遅滞を認めることがある。

2 受注者は、前項の定めにより履行遅滞を認められたときは、その遅滞日数について、契約金額（分割履行を認める旨の約定があるものについては、遅滞部分に相当する金額）に対して年利5パーセント以上の金額を延滞償金として発注者に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の定めによる契約金額は、第7条の定めによる契約内容の変更、第12条の定めによる値引採用等により当初の契約金額が変更されたものについては、その変更された契約金額によるものとする。

4 受注者は、第1項の定めにより履行遅滞と認められた場合であって、契約が解除されたときは、その遅滞日数について、第2項の定めにより計算した金額を発注者に支払うものとする。

(契約内容の変更)

第7条 発注者は、発注者の都合により、契約内容を変更することができる。

2 発注者は、前項の定めにより、契約内容を変更した場合であって、頭書の代金又は納期によることが不適

当となったときは、その代金又は納期を伸縮する。

3 第1項の定めにより、契約内容を変更した場合であつて、受注者に損害を与えたときは、その損失を補償する。この場合における補償額は発注者と受注者とが協議して定める。

4 発注者は、第2項の定めにより契約金額を増減した場合においても、契約保証金の増減を行わない。

(危険負担)

第8条 契約成立後、現品の持込みまでに当事者双方の責めに帰することができない事由により、現品が滅失又はき損したため、受注者がその債務の全部又は一部を履行することが不能となったときは、その滅失又はき損は受注者の負担とする。

2 受注者は、前項の場合は、頭書の代金の全部又は一部の支払いを発注者に請求することができない。

(履行提供の届出)

第9条 受注者は、頭書の納品箇所(ごと)に現品を持ち込むときは、発注者の指定する納品書(別紙第1)を発注者の指定する職員に提出するものとする。

(検査及び受渡し)

第10条 発注者又はその指定する職員(以下「検査員」という。)は、受注者から前条の納品書の提出を受けて完納したときは、その提出を受けた日から起算して10日以内(特殊の内容を有すると認められた場合は15日以内)にその検査を完了しなければならない。

2 受注者が、現品を発注者の指定する検査場所まで持ち込む費用及び検査を受けるために必要な作業員の賃金その他の費用及び現品の変質、変形、き損等の費用は、受注者の負担とする。

3 受注者又はその代理人は、発注者の指定する日時に検査に立ち会うものとする。

4 発注者は、受注者又はその代理人が、前項の日時に検査に立ち会わないときは、欠席のまま検査を行い、その結果を受注者に通知する。

5 発注者又はその検査員は、検査の結果、不合格となった現品については受注者から第13条第1項の定めにより代品を持ち込んだ旨の届出を受けた日から第1項の期間内に検査を完了するものとする。この場合は、第2項から前項までの定めを準用する。

6 現品の受渡しは、受渡場所における現品に対する検査合格の日に、その受渡しがあつたものとする。

(損害の負担)

第11条 発注者は、現品の持込後その検査終了前において、当事者双方の責めに帰することができない事由により、その全部又は一部について損害を生じたときは、その損害が重大と認められる場合に限り、その損害の全部又は一部を負担することがある。

(値引採用) —— (この条は、値引採用する場合に適用する。)

第12条 発注者は、受注者が納入した現品にさ少の不備がある場合であっても、使用上支障がなく、かつ、代品の提供又は修補を求めるいとまがないと認めるときは、頭書の代金を値引きして、これを引取ることがある。

(不合格品及び過納品)

第13条 受注者は、検査の結果生じた不合格品又は過納品については、検査完了の日から7日以内に引き取り、不合格品については、発注者の指示するところにより代品を納入するものとする。

2 発注者は、受注者が前項の期間内に不合格品又は過納品を引き取らないときは第6条第2項の定めるところにより計算した金額を受注者に請求し、又は受注者の負担においてこれを検査場所から搬出し、第三者に保管を委託することができる。

(部分受渡し)

第14条 発注者は、頭書の納期の前であっても、必要があるときは、受注者に現品の引渡しを求めることがある。

2 前項の定めにより、現品の一部の受渡しをする場合は、前5条の定めを準用する。

(契約保証金の返還) —— (この条は、契約保証金を納付している場合に適用する。)

第15条 受注者は、契約保証金の返還については、その債務を完全に履行した後これを請求するものとする。

ただし、分割履行を認める旨の約定がある場合においては分割履行のつど、その割合に応じてこれを請求することができる。

2 受注者は、第20条第1項第9号から第12号までの各号の1に該当する事由により契約が解除された場合は、前項の定めにかかわらず、その解除部分に対する契約保証金の返還を発注者に請求することができる。

(対価の支払)

第16条 受注者は、現品の受渡しがあった後、その代金の支払を発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の定めにより、代金の支払いを発注者に請求しようとするときは、発注者の定める請求書(別紙第2)に関係書類を添付して頭書の箇所にこれを提出するものとする。

3 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者にその代金を支払うものとする。

4 受注者は、分割履行を認める旨の約定があるものについては、履行を完了した部分につき、その約定に基づいて対価の支払いを発注者に請求することができる。

(遅滞利息)

第17条 発注者は、天災地変等やむを得ない事由による場合を除き、前条第3項に定める期間内に代金を支払わなかったときは、その期間満了の日の翌日から支払いをした日までの日数に応じ、当該支払金額に対し年利2.7パーセントの割合で計算した金額を受注者に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満である場合、これを支払わないものとし、その額に100円未満のは数があるときは、そのは数を切り捨てるものとする。

(受領等の委任)

第18条 受注者は、この契約に基づく代金その他の金銭債権の請求、受領又は請求及び受領を第三者に委任しようとする場合は、あらかじめ書面をもって発注者に届け出るものとする。

(瑕疵担保責任)

第19条 受注者は、現品の隠れた瑕疵又はその瑕疵によって生じた発注者の損害については、その受領後一箇年間担保の責めに任ずるものとする。

2 発注者が、前項の担保期間中に現品に隠れた瑕疵を発見し、その瑕疵によって損害を受けたため、相当の期間を定めて代品の提供、修補若しくは金銭による賠償を請求したとき又は代品の提供若しくは修補とともに金銭による賠償を請求したときは、受注者はこれらの請求に応ずるものとする。

3 発注者は、前条に定める瑕疵により契約の目的を達することができないと認めるときは、前項の定めにかかわらず、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者に損害があるときは、その損害を請求する。

(発注者の解除)

第20条 発注者は、次の各号の1に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が、第2条の定めに従ったとき。

(2) 受注者が、第3条の定めに従ったとき。

(3) 受注者が、正当な事由によらないで、頭書の納期までに又はその納期の経過後相当の期間内に債務の履行を完了する見込みがないとき。

- (4) 受注者が、債務の履行を放棄し、又は正当な事由によらないで、これを中止したとき。
- (5) 受注者に契約の締結に必要な資格がないことが判明したとき。
- (6) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、検査に際し、発注者又はその検査員の指示にしたがわず、若しくはその職権の執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (7) 受注者の責めに帰すべき事由により、約定期限までに債務を履行することができないため第4条の定めにより届出をした場合で、履行遅滞として取り扱うことができないとき。
- (8) 前7号に定める場合のほか、受注者が契約違反し、その違反によって契約の目的を達することができないおそれのあるとき。
- (9) 受注者が、正当な事由により契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が、無能力者となり、又は失踪し、若しくは死亡したとき。
- (11) 受注者が、破産の宣告を受け、又はその資産、信用状態が著しく低下したとき。
- (12) 発注者の都合により、契約の解除を必要とするとき。
- (13) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった場合。

- 2 受注者は、前項第1号から第8号及び第13条の各号の1に該当する事由により契約を解除されたときは、その解除部分に対する代金の100分の10(契約保証金が納付されているときは、保証金の率と同率とする。)に相当する金額を発注者に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

(この項は、契約保証金を納付している場合に適用する。)

- 3 発注者は契約保証金の全部又は一部を前項の違約金にあてることができる。

(この項は、契約保証金を納付している場合に適用する。)

- 4 発注者は、第1項9号から第12号までの各号の1に該当する事由により契約を解除したときは、その解除部分に対する契約保証金を受注者に返還するものとする。

- 5 発注者は、第1項12号に該当する事由により契約を解除した場合であつて、受注者に損失を与えたとき

は、その損失を補償するものとする。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除の申出) ———— この条のかっこ書は、契約の相手方が法人でない場合に適用する。)

第21条 受注者(受注者又はその法定代理人若しくは相続人)は、次の各号の1に該当するときは、契約の全部又は一部の解除を発注者に申し出ることができる。

(1) 受注者が、発注者の責めに帰すべき事由により、債務を履行することができなくなったとき。

(この号は、契約の相手方が法人でない場合に適用する。)

(2) 受注者が、無能力者となり、又は失踪し、若しくは死亡したとき。

(3) 受注者が、破産の宣告を受けたとき。

2 前項第1号に該当する事由により、契約が解除となった場合であつて受注者に損害があるときは、前条第5項の定めを準用する。

(この項は、契約保証金を納付している場合に適用する。)

3 第1項各号に該当する事由により契約が解除となったときは、前条第4項の定めを準用する。

(談合等不正行為があつた場合の違約金)

第22条 受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による履行が完了した後においても同様とする。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む)。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないとき

は、受注者は、その期間満了の日の翌日から支払をした日までの日数に応じ当該支払金額に対し年利5パーセントの割合で計算した金額を発注者に支払わなければならない。

(相殺)

第24条 発注者は、受注者が発注者に支払うべき金銭債務があるときは、この契約に基づき受注者に支払うべき代金その他の金銭債務とこれを相殺することができる。

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、これによりがたいときは、法令の定めるところによる。

以上の契約の証しとして、この証書2通を作成し、発注者と受注者とがおのおの記名なつ印して、各自その1通を保管する。

年 月 日

(所在地)

発注者

(名称、職氏名)

印

(所在地)

受注者

(名称、職氏名)

印

別紙第1（第9条）

様式

納品書										物品管理役 印		納品者 住所 氏名 (電話)								
受入れ又は出納帳登記 年 月 日		受入 第 号		納入指定番号		契約 年 月 日		契約 第 号		分割回数										
契約箇所		支払箇所		銀行コード		支払区分		遅滞日数		遅延日数		検査又は数量確認箇所		検査方式 1品 2簡 3対		現品受取箇所				
整理番号 (請求番号)		物品コード			品名		品質形状		単位 コード		数量		単価		代価		契約 数量		残高 数量	
履行期 年 月 日から 年 月 日まで							履行地							合		代価計 円				
持込み 年 月 日 印				合格又は数量確認 年 月 日 印				不合格 年 月 日 印				計		消費税額 円						
年 月 日 印				年 月 日 印				年 月 日 印				計		総代価 円						
記事																				

別紙第2（第16条）
様式

納品書兼請求書

金 円

上記のように請求します
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務所管組織 御中

請 求 者

住 所

氏 名
(電 話)

振込銀行名 (銀行 預金種別 口座名 支店) (普通 当座) ()

受入れ又は出納帳登記 年 月 日	受 入 第 号	納入指定番号
契 約 年 月 日	契 約 第 号	分 割 回 数

契 約 箇 所	支 払 箇 所	銀 行 コ ー ド	支 払 区 分	遅 滞 日 数	遅 延 日 数	検 査 又 は 数 量 確 認 箇 所	検 査 方 式 1 品 2 箇 3 対	現 品 受 取 箇 所
---------	---------	-----------	---------	---------	---------	---------------------	------------------------	-------------

整理番号 (請求番号)	物 品 コ ー ド			品 名	品 質 形 状	単 位 コード	数 量	単 価	代 価	契 約 数 量	残 高 数 量
	類 別	品 名	品 形								

履行期 年 月 日から 年 月 日まで				履行地				合 計	代 価 計 円	
持込み 年 月 日 印		合格又は数量確認 年 月 日 印		不合格 年 月 日 印		消 費 税 額 円				
年 月 日 印		年 月 日 印		年 月 日 印		総 代 価 円				

記 事

別表第4（第32条）

様式

売 買 契 約 書 (売 却 1)

契 約				契約番号																	
年 月 日				第 号																	
項目 番号	物 品 コ ー ド			品 名	品 質 形 状	単位	数 量	単 価	代 価	引 渡 箇 所	引 渡 期 限	引 取 期 限									
	類別	品名	品形																		
代 金 納入箇所					代 金 納入期限		年 月 日まで		履行遅延届 受 理 箇 所				契約代価 合 計				契約保証 金 額				
特 約 条 項																					

別表第5（第32条）

様式

売買契約書（売却2）

契 約				契約番号											
年 月 日				第 号											
項目 番号	物 品 コ ー ド			品 名	品 質 形 状	単位	予定数量	単 価	予 定 代 価	契約期間	引 渡 箇 所				
	類別	品名	品形												
代 金 納入箇所					代 金 納入期限	年 月 日まで	履行遅延届 受 理 箇 所			契約予定 代価合計			契約保証 金 額		
特 約 条 項															

上記の物品の売買について、売主独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構特例業務所管組織_____

_____を発注者とし、買主を受注者として、次の条項により契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、頭書の代金をもって、頭書の期限までに、頭書の受渡箇所で、頭書の物品（以下「現品」という。）を引取るものとする。

(履行の委任等)

第2条 受注者は、第三者に、この契約に基づく債務の履行を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって発注者に届出のうえ、発注者の書面による承諾を受けるものとする。

第3条 受注者は、発注者の書面による承諾を得たうえでなければ、この契約により生ずる債権を譲渡し、又は担保に供することはできない。

(対価の支払)

第4条 受注者は、頭書の代金を、頭書の期限までに、頭書の箇所に払い込むものとする。

2 受注者は、現金により頭書の契約保証金を納付したときは、その契約保証金を、頭書の代金の一部にあてることができる。

(受渡し)

第5条 発注者は、代金を収納した後、現品を受注者に引き渡すものとする。

2 前項の受渡しは、発注者が受注者に現品を示し、受注者から受領書を徴したときをもって完了するものとする。

(危険負担)

第6条 契約の成立後、現品の受渡しまでに、当事者双方の責めに帰することができない事由により、現品が滅失又はき損したため、発注者が債務の全部又は一部を履行することが不能となったときは、その滅失又はき損は、発注者の負担とする。

2 発注者は、前項の場合は、頭書の代金の全部又は一部の支払を受注者に請求しないものとする。

(損害の負担)

第7条 現品の受渡後その引取前において、現品の全部又は一部に損害を生じたときは、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害は、受注者の負担とする。

(現品の引取り)

第8条 受注者は、頭書の期限までに発注者又はその指定する職員の立会いのもとに現品を引取らなければならない。

2 受注者は、現品引取りの際は、事前に引渡箇所に連絡するものとし、引取りの細部について、関係箇所長の指示に従うものとする。

3 受注者は、頭書の期限までに現品を引取ることができないと認めるときは、直ちに、その事由、引取予定日等を、書面をもって発注者に届け出て、その指示を受けるものとする。

4 受注者は、頭書の期限までに現品を引取らないときは、その期限の翌日から現品を引き取った日までの遅滞日数1日につき遅滞部分の対価の500分の1に相当する金額を発注者に支払うものとする。

5 発注者は、受注者が頭書の期限まで現品を引き取らないときは、受注者の負担において、第三者にその保管を委託することができる。

6 発注者は、前項の定めにより第三者に現品の保管を委託したときは、第4項の定めにかかわらず、その委託した日から延滞償金を徴しない。

(瑕疵担保責任)

第9条 発注者は、現品の隠れた瑕疵又はその瑕疵によって生じた受注者の損害については、担保の責めに任じないものとする。

(契約解除)

第10条 発注者は、次の各号の1に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が、現品の全部又は一部について買受けを辞退したとき。
- (2) 受注者が、頭書の期限までに代金の全部又は一部を払込まないとき。
- (3) 受注者が、頭書の期限までに現品の全部又は一部を引取らないとき。
- (4) 受注者が、発注者の承諾を得ないで、第三者に債権の履行を委任し、又は請負させたとき。
- (5) 受注者が、第3条の定めに違反したとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった場合。

2 受注者は、前項各号の1に該当する事由により契約を解除されたときは、その解除部分に対する代金の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

3 発注者は、第1項の定めによる契約の解除が頭書の代金の納入前になされたときは、頭書の契約保証金を前項の違約金の全部又は一部にあてるものとし、当該解除が頭書の代金の納入後になされたときは、当該代金の一部を前項の違約金その他この契約に係わる損害賠償金にあてることができる。

(円未満の端数整理)

第11条 代価欄1行ごとの金額に50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円として計算するものとする。

(紛争等の解決方法)

第12条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、これによりがたいときは、法令の定めるところによる。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、発注者と受注者とおのおの記名なつ印して、各自その1通を保管する。

年 月 日

(所在地)

発注者

(名称、職氏名)

印

(所在地)

受注者

(名称、職氏名)

印

別表第6（第32条）

様式

契 約 年 月 日	契 約 番 号	契約種別	契約区分	契約箇所	支払箇所	検 査 方 式	商 社 コ ー ド	商 社 名
						1 . 2 . 3 品 簡 対		
履 行 期 年 月 日から 年 月 日まで				履行地区分コード		履行地名称		

請 書

告知整理番号

請 求 番 号	整 理 番 号	物 品 コ ー ド			品 名	品 質 形 状	単位	数 量	単 価	代 価	税 額
		類別	品名	品形							
									総代価計	代価計	消費税額

(記 事)

○印を付した条項のみ適用する。

1

品質保証付契約とし、保証期間は履行提供の日から起算して1箇年とする。

2

見本、図面は乙に交付し納品の際、納品箇所の受理責任者に提出のこと。

3

契約は製品、自社製品

4

支払金額

代価合計額に消費税額（円未満は切捨て）を加算した額とします。

(協 議 事 項)

(契約確認事項)

物品契約申込心得によるほか、告知番号等において指定した事項によって、この契約を締結したことを確認いたします。

年 月 日 (申 込 者)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務所管組織

契約担当役 殿

印

紙

印

様式第1

入 札 書

金 円

件 名

特例業務所管組織物品契約申込心得承諾のうえ、上記金額により入札します。

年 月 日

住 所

氏 名

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

殿

様式第2

見 積 書

金 円

件 名

特例業務所管組織物品契約申込心得承諾のうえ、上記金額により入札します。

年 月 日

住 所

氏 名

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

殿

様式第3

入 札 （見 積 り） 辞 退 届

件 名

上記件名の通知を受けましたが、都合により入札(見積り)を辞退いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

殿

様式第 4

資本関係・人的関係に係る調書

年 月 日

住所
氏名

印

番号 _____

件名 _____

上記件名の入札等の参加にあたり、次のとおり資本関係及び人的関係に係る名簿を提出いたします。

1. 資本関係に関する事項

① 会社法第2条第4の2号の規定による親会社等

商号又は名称	代表者		住所
	役職	氏名	

② 会社法第2条第3の2号の規定による子会社等

商号又は名称	代表者		住所
	役職	氏名	

2. 人的関係に関する事項

申込者の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職